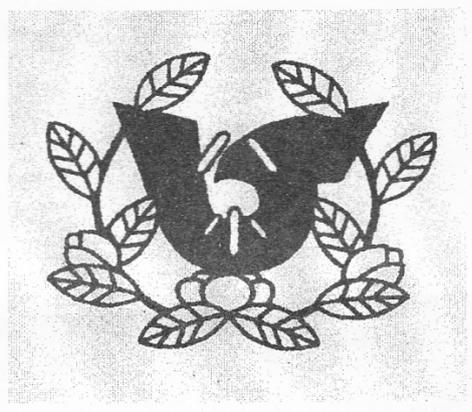


令和6年度

第47回はっぴーくらぶ（PTA）

定期総会議案書



定期総会議事

第一号議案	令和5年度	事業報告・活動報告
第二号議案	〃	決算報告
第三号議案	〃	会計監査報告
第四号議案	令和6年度	本部役員承認
第五号議案	〃	専門委員承認 (広報・6年生実行委員)
第六号議案	〃	事業計画(案)審議
第七号議案	〃	予算(案)審議

武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶ（PTA）

この議案書は一年間使用いたします。大切に保管してください。

令和5年度 本部事業報告

月 日 (曜日)	活動内容
令和5年	
5月20日 (土)	第46回PTA定期総会 (書面決議)
6月 4日 (日)	青少対主催 クリーン作戦手伝い
6月20日 (火)	PTA会費集金
6月26日 (月)	古紙回収手伝い
7月26日 (水)	学校保健委員会出席
8月22日 (火)	通学路合同点検参加
9月30日 (土)	運動会手伝い
10月 6日 (金)	PTA主催 8Pまつり
11月15日 (水)	給食試食会手伝い
12月 2日 (土)	音楽会手伝い
12月22日 (金)	ふれあい清掃参加
令和6年	
1月13日 (土)	5年生学年行事 餅つき手伝い
3月 1日 (金)	卒業生に記念品贈呈
3月18日 (月)	在校生に進級祝い品贈呈
	古紙回収手伝い
4月 8日 (月)	新入生に入学祝い品贈呈

令和5年度 会務報告

月 日 (曜日)	会務内容
令和5年 5月20日 (土)	第46回PTA定期総会 (書面開催)
	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度引き継ぎ ・令和5年度活動停止に伴い、専門委員 (学級、環境、校外) の引き継ぎ ・年間予定、活動手順・注意事項 ・PTA会費集金 ・PTA主催行事
6月 3日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会費集金 ・PTA主催行事 ・運動会 ・給食試食会検討 ・古紙回収
7月15日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・PTA主催行事 ・給食試食会
9月 9日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会報告 ・通学路合同点検報告 ・運動会 ・PTA主催行事 ・給食試食会
10月21日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会報告 ・PTA主催行事反省 ・給食試食会
11月18日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会報告 ・音楽会 ・餅つき ・入学祝い、進級祝い ・次年度PTA活動方針決定 ・PTA名称変更、規約細則改変審議、ロゴマーク作成 ・次年度本部役員選出 ・ふれあい清掃
12月 9日 (土) ※オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽会報告 ・餅つき ・ふれあい清掃 ・次年度本部役員くじ引き選出 ・次年度専門委員選出 ・入学祝い、進級祝い
令和6年 3月 9日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・餅つき報告 ・専門委員 (広報、6年実行) 進捗状況確認 ・次年度本部役員選出報告 ・次年度専門委員選出報告 ・年度末、次年度始配布物準備 ・定期総会準備、議案書作成 ・次年度への引き継ぎ事項確認
3月下旬	年度末書類受け渡し・活動費清算

令和5年度 武蔵村山市公立学校PTA連合会事業報告

月 日 (曜日)	活動内容
令和5年	
5月26日 (金)	新旧会長会
6月23日 (金)	令和5年度 PTA連合会定期総会 (定期総会は令和5年度より書面により実施)
7月13日 (水)	第1回 定例役員会
9月 6日 (水)	第2回 定例役員会
11月25日 (土)	研修会：スマホ・ネットについて保護者向けの安全教室開催
令和6年	
2月14日 (木)	第3回 定例役員会
4月 5日 (金)	第4回 定例役員会

令和5年度決算報告書

自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日

(単位：円)

収入の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	1,697,326	1,697,326	0	
会費	1,160,000	1,098,000	△62,000	549世帯（転入世帯、教員含む）
資源回収	5,000	19,809	14,809	資源回収、奨励金
雑収入	10	19	9	預金利息等、他
収入の部合計	2,862,336	2,815,154	△47,182	

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
本部費	事務用品費	80,000	35,512	44,488	印刷機インク、コピー用紙、文房具
	慶弔費	20,000	0	20,000	香典、お見舞い、祝い金、他
	本部活動費	60,000	59,052	948	会議諸経費、他
	入学対策費	85,000	96,000	△11,000	新入生祝い品
	進級祝い	150,000	135,076	14,924	進級祝い品
	卒業対策費	160,000	165,471	△5,471	卒業生祝い品、卒業を祝う会開催（3/1）
	市P連分担金	60,000	25,000	35,000	市P連会費、市P連情報交換会費、他
小計	615,000	516,111	98,889		
専門委員会費	学級委員会	0	0	0	今年度活動停止のため
	環境委員会	0	0	0	今年度活動停止のため
	広報委員会	150,000	134,950	15,050	広報誌「ほほえみ」発行（12/11配布）
	校外委員会	0	0	0	今年度活動停止のため
	6年学級活動費	30,000	28,083	1,917	肝試し開催（1/20）
小計	180,000	163,033	16,967		
積立金	周年記念積立金	100,000	100,000	0	周年行事積立金
	八小PTA基金積立金	100,000	100,000	0	パソコン、印刷機等の事務機器購入積立
小計	200,000	200,000	0		
PTA行事補償費	70,000	61,152	8,848	傷害保険料50,034円、賠償責任保険料10,540円	
PTA活動協力費	150,000	142,673	7,327		
予備費	1,647,336	186,347	1,460,989		
支出の部合計	2,862,336	1,269,316	1,593,020		

①総収入額	②総支出額	差引残高①-②
2,815,154	1,269,316	1,545,838

(印省略)

上記のとおり報告いたします。

令和5年3月31日

会計

田沼 まり
丸山 明美
橋本 晴美
池谷 周平

小幡 香純
西村 琴

監査

令和5年度の会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年4月19日

会計監査

田島 由美
石塚 陸斗

平沢 知加

周年記念事業積立会計報告

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日
(単位：円)

項目		金額	摘要
前年度繰越金		801,368	
収入	本年度積立金	100,000	
	預金利息	6	
	合計	100,006	
支出		0	
	合計	0	
差引残高		901,374	

印省略

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月31日 会計
田沼 まり 小幡 香純
丸山 明美 西村 琴
橋本 晴美
池谷 周平

監査

令和5年度の特別会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年4月19日 会計監査
田島 由美 平沢 知加
石塚 陸斗

八小PTA基金積立会計報告

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日
(単位：円)

項目		金額	摘要
前年度繰越金		436,897	
収入	本年度積立金	100,000	
	預金利息	2	
	合計	100,002	
支出		98,944	パソコン購入
	合計	98,944	
差引残高		437,955	

印省略

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月31日 会計
田沼 まり 小幡 香純
丸山 明美 西村 琴
橋本 晴美
池谷 周平

監査

令和5年度の特別会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年4月19日 会計監査
田島 由美 平沢 知加
石塚 陸斗

【本部役員】

会長								
副会長			会計			庶務		
書記								

【はっぴーくらぶサポーター】（はっぴーくらぶOB有志メンバー）

【広報委員】

【6年生実行委員】

肝だめし ・ 卒業を 祝う会			肝だめし		
			卒業を 祝う会		

【はっぴーくらぶ担当教員】

副会長		はっぴー くらぶ担当		広報担当	
書記					
会計				コミュニティ 担当	
監査					

※個人情報のため、HPには掲載しておりません。

『第47回定期総会のご案内』の裏面に掲載しておりますので、ご確認ください。

令和6年度 本部事業計画（案）

はっぴーくらぶ本部

1 学期	2 学期	3 学期
入学祝い品贈呈	運動会手伝い	5年生学年行事手伝い
第47回定期総会（書面決議）	青少対主催行事手伝い	卒業記念品贈呈
青少対主催行事手伝い	主催行事（8Pまつり）	進級祝い品贈呈
会費集金		

専門委員会

広報委員会	広報誌「ほほえみ」の発行
6年実行委員会（肝試し）	肝試しの開催
6年実行委員会（卒業対策）	卒業を祝う会の開催、卒業記念品贈呈

令和6年度 予算 (案)

(単位：円)

収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	1,545,838	
会費	1,160,000	580世帯(教員含む) 1世帯2,000円
資源回収	5,000	
雑収入	10	
収入の部合計	2,710,848	預金利息等、他

支出の部

	項目	予算額	摘要
本部費	事務用品費	80,000	印刷機インク、文房具、コピー用紙、議案書用紙、他
	慶弔費	20,000	香典、お見舞い、祝い金、他
	本部活動費	60,000	ネームホルダー、会議諸経費、他
	入学対策費	90,000	新入生祝い品
	進級祝い(1年～5年)	180,000	@9,000円+α×22 クラス数による ※PTA細則第4章参照
	市P連分担金	10,000	市P連会費、市P連情報交換会
	小計	440,000	
専門委員会費	広報委員会	150,000	広報誌「ほほえみ」発行
	6年学年行事費	36,000	肝試し
	卒業対策費	160,000	卒業祝い品、卒業を祝う会
	小計	346,000	
積立金	周年記念積立金	100,000	周年行事積立金
	八小PTA基金積立金	100,000	パソコン、印刷機等の事務機器購入積立
	小計	200,000	
	P T A行事補償費	70,000	傷害保険料、賠償責任保険料
	P T A活動協力費	150,000	はっぴーくらぶ主催行事
	学校行事協力費	50,000	学校主催行事(運動会、餅つき等)
	予備費	1,454,848	※枠外下に詳細記載
	支出の部合計	2,710,848	

※昨今の気温上昇による熱中症対策のため、屋外に設置する児童用テントの購入を検討中
(使用例：運動会児童席)

第八小学校 はっぴーくらぶ（P T A）規約

平成	元年	4月	1日	施行
平成	2年	5月	26日	一部改定
平成	4年	5月	30日	一部改定
平成	5年	5月	29日	一部改定
平成	6年	5月	28日	一部改定
平成	8年	5月	18日	一部改定
平成	12年	5月	20日	一部改定
平成	14年	5月	18日	一部改定
平成	15年	5月	17日	一部改定
平成	16年	5月	15日	一部改定
平成	18年	5月	13日	一部改定
平成	20年	5月	10日	一部改定
平成	22年	4月	24日	一部改定
平成	23年	5月	14日	一部改定
平成	25年	5月	11日	一部改定
平成	26年	5月	10日	一部改定
平成	27年	4月	25日	一部改定
平成	28年	4月	23日	一部改定
平成	29年	4月	22日	一部改定
平成	30年	4月	21日	一部改定
令和	2年	6月	25日	一部改定
令和	3年	5月	15日	一部改定
令和	6年	5月	25日	一部改定

武蔵村山市立第八小学校 はっぴーくらぶ (PTA) 規約

第1章 総則

第1条 本会は、武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶと称し、事務局を同校内に置く。
(事務局住所) 東京都武蔵村山市三ツ藤 2-50-1
Tel 042-560-7151

会 長 1名 (P)
副会長 4名 (P3、副校長)
書 記 3名 (P2、T1)
会 計 3名 (P2、T1)
庶 務 3名 (P2、T1) *P:保護者
顧 問 1名 (P) T:教員
上記の定員以上とする。

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教師が協力して児童の幸福な成長を図るため、共に学習し合い、その学習に基づいて活動することを目的とする。

第13条 本部役員の任期は1年とし、役員選出に必要な事項は細則に定める。

第3章 方針と性格

第3条 本会は、児童の教育を中心とした民主団体であつて、方針と性格は次のとおりとする。

1. 児童青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体と協力するが、一切の支配・干渉を受けず、また、しない。
2. 特定の政党、宗教に偏らず、また、営利を目的とするようなことはしない。
3. 本会、または役員の名で、公私の選挙候補者の推薦はしない。

第14条 本部役員及び顧問の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会務を代行する。
3. 書記は、総会、本部役員会の記録及び報告書の作成を行う。
4. 会計は、本会のすべての金銭の収支を記録し、会計監査を受けて定期総会において会計報告する。
5. 庶務は、本会の様々な庶務を行うとともに、会計業務を厳正な立場で監査し、総会に報告する。
なお、必要に応じて臨時の会計監査をすることができる。
6. 顧問は、本部役員の依頼に応じてはっぴーくらぶ活動の助言等を行う。

第4章 活動

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学級集会及び学年集会をとおして、よりよき父母、よりよき教師となるための活動をする。
2. 学校と家庭との密接な協力により、児童がより良い環境の中で生活できるよう努力する。
3. 学校教育を正しく理解して、その教育活動に協力する。
4. 地区活動を通じて、社会教育に参加するよう努力する。
5. その他必要と認められた活動をする。

第8章 機構

第15条 本会の運営と活動を円滑にするために、次の機関を置く。

1. 総会、本部役員会、専門委員会、その他必要に応じて特別委員会を置くことができる。
2. 構成図は別に定める。

第5章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在学する児童の父母またはこれに代わる保護者。
2. 本校の教員。

第6条 本会の会員は、年会費として2,000円を納めるものとする。

第7条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第9章 総会

第16条 総会は、全会員で構成され、本会の最高決議機関である。総会の議長は、一般会員より選出する。

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。

1. 定期総会は年度終了後3ヵ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、会員の1/5以上の要求があった場合に開かなければならない。

第6章 経理

第8条 本会の経理は、会費その他の収入で賄う。

第9条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて運用する。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 総会の成立は、会員数の1/3以上の出席を必要とする。ただし、委任状による出席を認め、議決は出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は、議長が議決する。

第19条 定期総会は、次のことを決める。

1. 事業報告、決算報告の承認。
2. 役員及び会計監査の承認。
3. 事業計画案、予算案の承認。
4. 規約の改正。
5. その他、付議された事項。

第7章 本部役員・顧問

第12条 本会に本部役員を次のとおり置く。
なお、必要に応じて顧問1名を置くことができる。

第10章 本部役員会

第20条 本部役員会は、本部役員によって構成される。

1. 必要に応じて各委員会の委員長を含めて開かれ、各機関の活動を助けたりして、その協力と調整に努める。
2. 緊急事項を処理する。

第11章 学級集会及び学年集会を基盤とする諸議会

第21条 各集会は、地区集会と並んではっぴーくらぶ活動の基盤である。ここにおける話し合いを通じて、教育全般の理解を深め、また父母と教師の向上と親睦を図るとともに、諸問題の解決及び諸行事計画の立案・実行をする。

第22条 学級集会及び学年集会を基盤として、次のような諸議会を必要に応じて開くことができる。

- 年○組 学級保護者会
- 年 学年保護者会

第12章 専門委員会

第23条 専門委員会は、選出された委員と担当教師によって構成される。

1. この会の目的達成のために、活動分野別に設置された委員会であり、諸事業の企画・実行をする。
2. 専門委員会の種類は、広報・6年実行（学年特別行事・卒業対策）とする。また、必要に応じて、特別委員会を置くことができる。専門委員の選出は、年度後期に配布する募集書面にて、各委員会の委員を選出する。

第24条 広報委員会の主な活動は、次のとおりとする。

1. 会員の声を充分反映する新聞を編集し、発行する。
2. 広報委員会は、必要に応じて通信員を置くことができる。

第25条 6年実行委員会の主な活動は、次のとおりとする。

1. 学年特別行事を企画、開催する。
2. 卒業を祝う会を企画、開催する。

第13章 規約と細則

第26条 本会の規約は、書面決議において、賛成が家庭数の過半数に達しなければ、改正することができない。

第27条 本条の運営に関し必要な細則は、本部役員会の議決を経て定める。細則を設定または改廃した場合は、その結果を次期総会にて報告しなければならない。

第14章 補則

第28条 校長、副校長は、学校を代表して、すべての会議に出席して意見を述べるることができる。

第29条 全会員は、本会のすべての会議に特別の理由があつて非公開会議になった場合以外は、オブザーバーとして参加することができる。

第30条 本会に次の帳簿を整備する。

1. 会議録
2. 会計簿、金銭出納帳、備品台帳
3. 領収書綴り（入金・出金伝票綴り）
4. 規約及び文書綴り
5. 各会、各委員会の記録

第31条 本会の資金は、確実な金融機関に武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶ会長名義で預金する。

第32条 本会は、武蔵村山市PTA連合会及び青少年対策委員会に代表者を送る。

第33条 慶弔についての規定は、細則に定める。

第34条 特別会計『八小基金』については、別に定める。

第35条 この規約は、令和6年5月に開催する総会の議決をもって施行する。

はっぴーくらぶ (PTA) 細則

第1章 本部役員選出規定

第1条 規約13条の本部役員選出は、この規定によって行う。

第2条 本部役員を選出は次のとおりとする。

1. 本部役員候補者は、立候補及び推薦により選出し、本部役員会で協議して候補者の内諾を得るものとする。
2. 立候補及び推薦は、全会員に用紙を配布し、氏名3名まで記入する(用紙は別に定め、配布は家庭数とする)。
3. 開票は期日を定め、本部役員立ち会いにより行う。
4. 本部役員は、協議経過など知り得た事項は漏らしてはならない。

第3条 本部役員は、総会の承認を得て就任する。

第4条 欠員の補充

1. 会長に欠員が生じた時は、P副会長1名が会長となる。その人選は本部役員が行い、最も近い時期に行われる本部役員会にて承認を得るものとする。
2. 会長以外の役員に欠員が生じた時は、本部役員会が必要と認めた場合、これを補充する。

第2章 慶弔規定

第5条 第42条の慶弔については、この規定によって行う。

第6条 死亡の場合の弔慰金は、次のとおりとする。

1. 会員及び配偶者(金5,000円)
(弔問は、会長、校長、担任、学級代表、地区代表など)
2. 児童(金5,000円)
(弔問は、会長、校長、担任、学級代表、児童代表など)
3. 教師の場合は、父母を含む。(金5,000円)

第7条 見舞金については、次のとおりとする。

1. 児童及び教師の傷病による1週間以上の入院及び1ヶ月以上の自宅加療の場合、会長、副会長が見舞う。(金3,000円)

第8条 産休・育休代替教員は、会員に準ずる。

第9条 その他、本会の目的に反しない限り、必要に応じて本部役員会で検討する。

第3章 役員選出について

第10条 専門委員選出については、次のとおりとする。

1. 定期総会までに、広報委員・6年実行委員を、各委員につき最低6名選出する。
2. 立候補者がない場合は、協議をし、決まらない場合は、くじ引きもあり得る。
なお、欠席者もこの対象となる。
3. 転出などの理由により、任期途中において専門委員に欠員が生じたときは、各委員会の状況に応じて補充をする場合もある。

第4章 学級活動費について

第11条 30名までのクラスを9,000円とし、それを超えたクラスは、1名につき300円を割り当てる。

第12条 年度途中からはっぴーくらぶ会費については、月額200円とする。ただし、8月と3月を除いた10ヶ月計算とする。

第5章 八小はっぴーくらぶ表彰等について

第13条 はっぴーくらぶ表彰等については、別に定める。

第6章 補則

第14条 この細則は、令和6年5月に開催する総会の議決をもって施行する。

武蔵村山市立第八小学校 はっぴーくらぶ構成図



武蔵村山市立第八小学校
はっぴーくらぶ (PTA)
特別会計『八小基金会計』に関する規定

(目的)

- 第1条 本基金は、武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶ
(以下、「本会」という。)
第23回定期総会議決(平成12年6月1日施行)
に基づき、PTA室備品購入並びに運営委員会にて
承認された事業を行う場合の一部または全部に充当
する。

(適用範囲)

- 第2条 本特別会計は、次の事項に適用する。
1. PTA室の備品購入並びに維持管理の必要とする支出
 2. 本部役員会にて承認された事業への支出
・総会以降に本部役員会にて必要が認められた事業
・緊急な児童の安全性が必要と認められる事業
・PTA連合会、及び諸団体への分担金

(対象資産)

- 第3条 本特別会計は、古紙回収収入の一部のほか、一般会
計からの繰越金収入、基金運用収入を主たる対象資
産とする。

(会計年度)

- 第4条 本特別会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年3
月31日までとする。

(経理)

- 第5条 本特別会計に関する予算・会計処理・決算等の経理
は、一般会計に準じかつ独立して組織する。

(帳簿組織)

- 第6条 本特別会計の帳簿は、一般会計に準じ且つ独立して
組織する。

(改廃)

- 第7条 本規定は、本部役員会の議決を経て改廃することが
できる。ただし、その都度会員に周知させると共
に、総会にて報告しなければならない。

武蔵村山市立第八小学校
はっぴーくらぶ (PTA)
表彰等規則

(目的)

- 第1条 この規則は、武蔵村山市立第八小学校(以下「本
校」という。)の児童及び保護者の活動又は
本校はっぴーくらぶの運営に貢献し、その功労が
特に顕著なる者又は団体に対し、表彰又は感謝の意
を表わすこと(以下「表彰等」という。)につい
て、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰等)

- 第2条 表彰等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し
て行う。
- (1) 児童の教育の発展に貢献した者
 - (2) 児童の学校生活の向上に貢献した者
 - (3) 保護者と学校の相互理解の向上に貢献した者
 - (4) はっぴーくらぶ事業の発展に貢献した者
 - (5) 前各号のほか表彰等にふさわしいと認められる者

(表彰等の選考)

- 第3条 表彰等の対象者及び対象団体の選考は、はっぴーく
らぶ本部役員及び本校校長で行う。

(表彰等の方法)

- 第4条 表彰等は、賞状並びに記念品を授与してその意を表
わすものとする。

(表彰等の時期)

- 第5条 表彰等は、該当者がいた場合に、学校側と協議して
行うこととする。

(補則)

- 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年5月に開催する総会の議決を
もって適用する。